

二級・木造建築士免許証（免許証明書）再交付のご案内

（注意）A４サイズ賞状型を汚損、紛失された方も再交付後は携帯型免許証明書が発行されます。

紛失した方で、失った免許証（免許証明書）を発見した場合は、直ちに発見した免許証（免許証明書）を建築士会へ提出して下さい。

以下の書類が揃っていることを確認の上、申請書をご提出ください。

	必 要 書 類 等	注 意 事 項 等	チェック欄
1	二級・木造建築士免許証・免許証明書 再交付申請書	〔A４判印刷〕	☐
2	二級・木造建築士住所等の届出 （変更用）	〔A４判印刷〕	☐
3	二級・木造建築士免許証（免許証明書） のコピー	・ A４用紙にコピーしてください。〔原寸大〕 ※紛失によりコピーがない場合は、無くても結構です。	☐
4	証明写真２枚 （申請書１、２に貼付する。）	・ ６月以内に撮影したもの。 ・ 無帽・無背景・正面上三分身 ・ 縦４.５ｃｍ×横３.５ｃｍ（パスポートサイズ） ※同じものを２枚用意してください。 ※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の 用紙」に印刷したものに限りします。	☐
5	申請手数料 （振込の場合は、金融機関発行の払込 証明書等を申請書１に貼付してくださ い。）	５，９００円 申請の際に現金にてお支払いいただけます。 ※振込の場合は、必ず申請者名で振込んでください。 振込先は下記口座までお願いします。（注１）	☐
6	法定講習受講修了証のコピー	※法定講習受講履歴の記載を希望する方のみが対象です。	☐
7	本人確認ができる公的身分証明書の コピー（対面申請の場合は原本も呈示）	提出時に申請者本人であるかどうかを確認します。 <１点でよい書類> ・ 運転免許証、パスポート・写真付きの住民基本台帳カード ・ 宅地建物取引主任者証等 <２点必要な書類（ＡとＢから１点ずつ又はＡから２点）> Ａ ・ 健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・ 国民年金・厚生年金・共済年金手帳（証書）等 Ｂ ・ 会社等の身分証明書（写真付きのもの）等	☐
8	レターパックプラス ※郵送による免許交付を希望される方のみ	お届け先欄に免許受取可能な送付先（住所、氏名、電話番号） を記入したもの。（二つ折り可） ※再交付申請（亡失）以外は旧免許の返却が必要です。旧免許 を郵送いただいてからの発送となります。	☐

（注１）申請手数料の振込先

十六銀行 県民ふれあい会館出張所 店番１０１ 普通預金 口座番号 １０８３７３７

公益社団法人岐阜県建築士会 （払込受付証明書はコピーするなど、お手元に保管して下さい。）

（注２）提出または添付した書類（免許証の写し、申請手数料払込受付証明書等）は返還いたしません。